

第 6 回理事会議事録

日 時：平成 24 年 3 月 18 日（日）13：00～16：50

場 所：日本看護系大学協議会 神田事務所

出席者：野嶋佐由美、片田範子、井上智子、太田喜久子、正木治恵、高橋眞理、田中美恵子、井部俊子、
田村やよひ、小島操子、竹尾恵子（敬称略）

欠席者：真田弘美

議 長：野嶋佐由美（代表理事）

事務所：藤田、潮、三浦（記録）

I. 開会

野嶋代表理事により開会の挨拶があった。全役員 12 名のうち、出席 11 名、欠席 1 名により定款 30 条に基づき、理事会が成立することが確認された。

II. 議長選出

定款 29 条により、議長は代表理事の野嶋佐由美、記録は日本赤十字看護大学の三浦英恵で行われた。

III. 議事録署名人選出

定款 29 条により、議長は代表理事の野嶋佐由美、出席監事の小島操子、竹尾恵子とした。

IV. 議題

1. 第 5 回理事会議事録の承認（野嶋代表理事）

資料 1

以下の箇所について修正を行うことの確認があった。今一度お目直し頂き、修正が必要な箇所があれば、事務局に連絡して頂くことになった。

- ・広報出版委員会 上から 5 行目：「…料金の差」⇒「…料金の大差」
- ・看護学教育評価検討委員会 下から 5 行目：「2 日程設け…」⇒「1 週間から 10 日程設け…」
- ・高度実践看護師制度推進委員会 上から 2 行目：「必要な内容」⇒「必要な項目」
上から 3 行目：「執筆者」⇒「執筆者を決め、と最終討議七次回…」
下から 2 行目：「コース終了後」⇒「CNS 教育課程修了後」

2. H24 年度社員と新会員校の承認（野嶋代表理事）

資料 2-1、2-2、参考資料

資料 2-1 を基に、平成 24 年度の社員（選挙人・被選挙人）の届け出状況と新設校の設置状況、新会員校について説明があった。

社員の届け出があったのは 156 校、そのうち社員（代表者）の変更があったのは 39 校であった。会員校 44 校からはまだ届け出がない状況である。また、資料届け出のない 44 校に対しては、メール・手紙・電話で諸届け出の書類を、4 月 1 日までに提出するように再度、連絡を行う予定である。

届け出のあった 156 校について、社員（選挙人・被選挙人）の承認が得られた。本来、社員については理事会の承認を得る必要があるが、届け出がない 44 校に関しては、選挙の担当である井上理事、野嶋

会長で確認することが提案され、承認が得られた。期日までに社員の届け出がない場合は、平成 23 年度の届け出のあった代表者とするが、代表者の変更があるにも関わらず無届けの場合、選挙権はあるが、被選挙権は失うと説明があった。

新設校一覧と文科省に届け出のあった新設校（学部・大学院踏む）について別紙資料に基づき説明があった。新設校 9 校が紹介され（次回総会でも審議を得る予定）、新設大学には JANPU への入会の呼びかけを行う。

3. H24 年度役員選挙について（次点者について）（野嶋代表理事、井上理事）

資料 2-3

資料 2-3 の選挙管理委員会の議事録について説明があった。選挙の立合人は社員でなければならないという規定があり、2 名の社員に立ち会いを了承頂いているが、当日のキャンセル等も考慮し、もう 1 名に打診を行う予定である。投票用紙は 4 月 2 日に発送し、22 日に開票予定である。野嶋理事より、次点者は理事 4 名、監事 2 名を選出する提案があり（6 月以降、もしくは平成 25 年度以降の社員の変更の可能性を考慮して）、審議を経て承認された。

4. 各委員会の事業活動経過報告、審議事項、H24 年度事業活動計画

<常設委員会>

高等教育行政対策委員会（片田理事）

資料 3-1、3-1-2

資料に基づき、事業活動報告および平成 24 年度の事業活動の方向性と予算について報告があった。

- ・ Academic Administration については、本年度は Academic Administration とは何か、日本の看護系大学における管理者の課題は何かという視点で、討議を行った。今後も検討を重ねて体系化を進めていく必要があることから、来年度も継続課題とする。
- ・ 文科省委託事業「看護系大学院における教育の基準作成と評価に関する調査研究」については、JANPU の大学院教育を行っている大学に、質問紙を配布し調査を行う予定である。
- ・ 平成 24 年度は、看護系大学院の博士前期課程だけではなく、博士後期課程まで含めた教育基準の策定を行うことも活動として計画している。
- ・ この文科省の委託事業は、平成 24 年度も助成を受けられるか分からないため、その点を考えて予算計上をした。委託を受けられた場合は、その予算は他の事業、活動に充ててもらおう予定である。
- ・ 平成 24 年度の事業活動は、平成 23 年度の委員会（平成 24 年 6 月まで委嘱）のメンバーが立て、実際は平成 24 年度の委員が実施していくものになるため、そのことが分かるよう「平成 24 年度総会以降、新メンバーとなる」という注意書きを、各委員会の事業活動計画書に記載していく。

看護学教育質向上委員会（正木理事）

資料 3-2-1、3-2-2

資料に基づき、平成 23 年度の活動報告および平成 24 年度事業活動計画について説明があった。

- ・ 文科省委託事業「大学卒業時到達度の評価手法開発のための調査研究」および「若手看護教員のための FD ガイドライン」については、3/17 に報告会を実施し、現在は報告書の作成を行っている。
- ・ メンバーが変わることが想定されるため、上記 2 つのプロジェクトの報告書を元に、新委員の方々にさらに発展に向けた計画を立てて頂く。

看護学教育評価検討委員会（高橋理事）

○看護学専門分野別評価の今後の活動について

資料 3-3-1~3-3-3

平成 23 年度事業活動報告および平成 24 年度事業計画について報告があり、特に追加資料として配布された資料 3-3-3 に基づき、看護学専門分野別評価について以下の説明があった。

- ・本委員会の看護学専門分野別評価に関する平成 17 年度からの取り組みの実際、我が国の大学評価の動向（平成 16 年度からの認証評価の義務化、日本学術会議からの分野別質保証のあり方、モデル・コア・カリキュラムの導入など）について説明があった。
- ・教育の質保証の取り組み・実施例として、獣医学教育の改革工程（イメージ）や、薬学教育評価機構の説明、米国の大学看護教育委員会（CCNE）や韓国の認証制度（KABON）についての紹介と説明があり、日本においても看護系大学に特化した専門分野別評価を実施することが重要であるとの考え方が示された。
- ・日本の現状としては、JANPU の会員校の意識も様々であり、専門分野別評価が認証評価と違いがあるということの理解がないこともあり、意識の温度差がある。
- ・委員会レベルで質保証のあり方を考えていくことは限界であり、会員校への専門分野別評価の意識を高めながら、将来的な計画と構想を持って質保証の体制を整えていく必要がある。
- ・評価のための費用負担についての案や、JANPU のもとに第三者評価機構を立ち上げる案や、認証評価を実施している第三者評価機構にぶら下がり、認証評価の時期の 1 年遅れもしくは同時期で行う案などが示された。今後は平成 24 年度総会で審議し、平成 25・26 年度で評価方法の周知と仕組みづくりを行い、平成 27 年度から実施して行く構想が提案された。



（審議結果）

- ・7 年に 1 度の認証評価はとてもインパクトの強いものであるが、大学全体の評価であり、看護独自で行っていることはきちんと評価されていない点は大きい。国内外の状況も踏まえると、機関別評価から専門分野別評価への傾向があるため、JANPU として取り組むべき時期がきたことについては、同意が得られ、平成 27 年あるいは 28 年に専門分野別評価をスタートさせる方向性のみを確認した。
- ・平成 24 年度における理事会の役割、看護学教育評価検討委員会としての役割をもう少し整理して、次回の理事会に提示して頂いた上で、総会の審議にかけることになった。
- ・薬学や獣医学は単独の組織を立ち上げ行えているが、看護学の場合は費用面の課題が大きい。また、看護学はすべてが大学教育ではないという現状も踏まえて（韓国や台湾の例は大学と専門学校とを差別化している）、どのような評価が可能かを検討する必要がある。質保証は大事だが、認証を含め評価受ける負担は大きいため、その点を工夫する視点も重要である（→今年の試行事業は認証評価後の翌年に行っている。認証評価に関わる部分は省いた形で専門分野別評価を行った）。

専門看護師教育課程認定委員会（田中理事）

資料 3-4-1~3-4-5 参考資料（回収資料）

資料 4-3-1 に基づき、平成 23 年度の活動報告、および平成 23 年度専門看護師教育課程日程審査結果の状況について、説明があった。

1) 遺伝看護の特定

資料 3-4-3 に基づき、遺伝看護分野の特定に関する審査結果について説明があった。独立した専門分

野として一定の安定性・発展性が保障されうること、すでに大学院教育が複数実施されているなど作業部会でも4つの審査基準を満たし、専門分野として特定することとなった。⇒承認された。

災害看護、遺伝看護が新たな分野として総会での承認を得たのち、委員会を立ち上げ具体的なカリキュラムの検討、基準作成に入る予定である。

前回の理事会で承認を得た「災害看護」の分野特定の審査結果資料は、書式が整っていなかったこともあり、本日提示した資料3-4-5と差し替えた。

2) 認定細則変更

新たに災害看護・遺伝看護の分野が特定されたこと、老人看護→老年看護の名称変更に伴い、資料3-4-4の通り「専門看護師教育課程認定細則」の改正案が示された。

審議の結果、分野名は理事会で承認された順に記載すべきであるという意見、細則は総会ではなく理事会決定であるため日付の変更が必要であるとのことで、以下の通り修正することで承認を得た。

・第4条文言部分：

遺伝看護（Genetic Nursing）、災害看護（Disaster Nursing）

⇒災害看護（Disaster Nursing）、遺伝看護（Genetic Nursing）

・細則表：

日本看護系大学協議会教育課程名称	⇒	日本看護系大学協議会教育課程名称
遺伝看護専攻教育課程		<u>災害看護</u> 専攻教育課程
災害看護専攻教育課程		<u>遺伝看護</u> 専攻教育課程

・附則：

9. この細則は平成24年4月1日から施行する。

10. この細則は平成24年6月18日から施行する。

⇒ 9. この細則は平成24年3月18日から施行する。

10. この細則は平成24年4月1日から施行する。

3) 平成24年度の活動計画について

資料3-4-2に基づき、平成24年度の活動計画および認定委員についての説明があった。活動内容は、資料3-4-2の1)～4)にプラスして、5)として災害看護、遺伝看護の教育課程基準委員会を立ち上げることを追加してほしいと説明があった。また、業務が年々過重になっている関係で、予算については専従職員、アルバイトの予算を増加しているとの説明があった（前回の総会でも承認済）。

新しい分野を特定する場合は、事前に看護協会にも相談するという申し合わせ事項があり、災害看護、遺伝看護分野について、野嶋代表理事、片田理事とともに看護協会の方に、審議経過について説明に伺い、意見交換を行い両分野とも前向きな意見が得られた。また、老年看護学の分野名の変更についても、文書および口頭でも説明を行い了解が得られた。

広報・出版委員会（井部理事）

資料3-5-1～3-5-3

資料3-5-1に基づき、平成23年度の活動経過報告がなされ、「看護学教育V」の内容、JANPUリーフレットとHPの英訳文について提案があった。

・審議の結果、「看護学教育V」の内容は、資料3-5-1に提案された項目のうち、1. 専門看護師教育課

程の改定について、3. 「若手看護学教員に求められる資質・能力獲得状況と支援に関する実態およびFD活動の方向性」、4. 文部科学省委託事業「大学卒業時到達度の評価手法開発のための調査研究プロジェクト」、6. 「保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部改正への対応」に関する調査報告を取り上げることになった。7. 震災関連の助成事業報告については、項目立てせずに巻頭言で震災に伴うJANPUの動きを記載することとなった。

- ・高等教育行政対策委員会が翻訳した“The Essentials of Master’s Education for Advanced Practice Nursing 2011”については、今後「看護学教育V」に掲載可能かを確認していく。
- ・JANPUの英語表記については、ネイティブスピーカー等からの助言を得て、「The Japanese Association of Nursing Programs in Universities」とすることが確認された。現在、定款では「of」の部分が「for」となっており、定款改正が必要なため、次回の総会で承認を得ることとなった。
- ・HPに掲載されている各委員会の英語表記については、確認・検討の上、3月28日までに片田理事までメールで連絡して頂く。その後、片田理事が全体の整合性を整えた後、理事メンバー間で確認していく。委員会活動の内容については、各委員会で責任を持ってチェックして頂く。

資料3-5-2に基づき、平成24年度活動計画について説明があった。ホームページの充実、「看護学教育V」の出版活動に加え、社会に向けた広報活動として、「看護の日」に全国一斉のオープンキャンパスを行うことや、メディアへの対応ガイドラインの作成を検討している。

<臨時委員会>

高度実践看護師制度推進委員会（田村理事）

資料3-7-1、資料3-7-2

資料3-7-1に基づき事業活動経過について、資料3-7-2に基づき平成24年度の事業活動計画について、説明があった。

- ・わが国のAPNのグランドデザインの原案については、議論を重ねてきたが、原案を提示するまでには至らなかった。現段階では、APNの領域として在宅、地域（災害・学校・産業を含む）、急性期、慢性期、がん、老年、小児、精神、感染、女性保健（→訂正：女性の健康）の10領域が妥当ではないかと考えているが、未だ様々な意見があり検討を続けていく必要がある。
- ・議論の中で、専門看護師の認定領域も増加している現状があるが、専門分野が多数出てきたから領域としてまとめるという考え方ではなく、社会的ニーズ、教育の現状と輩出された専門看護師の実績を踏まえながら、APNの領域を検討していくべきであるという方向性が確認された。
- ・また、プライマリーヘルスケア、NPの考え方も踏まえて、検討を続けて頂くべきとの意見があった。
- ・この臨時委員会を終了するか否かについては、38単位の専門看護師養成がスタートしたことで区切りとはせず、厚生労働省の動向を見守りつつ、臨時委員会を継続することの合意が得られた。

国際交流推進委員会

資料3-8-1、3-8-2

真田理事が欠席のため、審議および報告は次回の理事会で行うこととなった。

データベース整備・検討委員会（太田理事）

資料3-9-1、3-9-2

資料3-7-1に基づき事業活動経過について、資料3-7-2に基づき平成24年度の事業活動計画について、説明があった。

- ・会員校約 180 校から協力を得た「保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部改正への対応」に関する調査についてのまとめを行っている。
- ・平成 24 年度事業活動計画としては、資料の通り現状のまま活動を継続していく方向性である。Web 調査については、委託業者が変わったことでうまく進められなかった点もあるため、改良点も検討していく予定である。

災害支援対策委員会（片田理事）

資料 3-10-1、3-10-2

資料に基づき、事業活動報告および平成 24 年度の活動計画案について説明があった。

- ・東日本大震災義捐金は、1 月 27 日現在、総額 3,052,428 円、残額 783,137 円である。
- ・募金は将来起こりうる災害に備え、継続していきたいと考えている。
- ・次回の総会時に、義捐金を使用した活動の報告会をしたい。⇒午前中に行うことが承認された。
- ・今後の募金活動とその名称、義捐金のあり方と方向性について議論がなされた。「東日本大震災義捐金」で集めた残額については、今後の災害支援に備え特別会計などの別予算で繰り越し、今後の災害支援に使用できるよう次回の総会で提案していく。
- ・東日本大震災義捐金の名称は、まだ震災後 1 年ということもあり、すぐには名称を変更はしないが、今後の災害支援に備えた募金は、新たな目的と名称でスタートさせることが望ましいとの結論に至った。この提案を行う際には、災害時の支援のしくみを整えるのに時間がかかったため、直後に実際支援に携わった人には対応できなかった現状を説明していくことを確認した。

II. 報告

1. 文科省委託事業（正木理事、片田理事、高橋理事）

3/17 報告会資料

3/17 の報告会の資料に基づき、文部科学省委託事業である「専門分野別評価実施の仕組み作りに関する調査研究プロジェクト」、「大学卒業時到達度の評価手法開発のための調査研究」「看護系大学院における教育の基準作成と評価に関する調査研究」についての概要について説明があった。

2. H23 年度事業活動報告書の締切の再確認等（野嶋理事）

平成 23 年度の事業活動報告書は、次回の理事会前に事前に配布し、理事会当日（4/30）に意見を頂く形を取るため、4/20 を提出締切とする。本日の理事会でも各委員会の平成 24 年度の予算の提示があったが、最終的な予算は次回の理事会で提示し決定していく予定である。

専門看護師の新分野特定（災害看護、遺伝看護）の報告のため看護協会に伺った際に、厚生労働省のチーム医療促進における看護師の特定能力の認証制度に関する意見交換を行ったとの報告があった。JANPU としては、特定の医行為を中心としたものではなく高度な看護提供が重要であること、専門分野別の能力認証が望ましいこと、制度としては第三者機関での認定が望ましいとの意見を提示した。今後も継続して話し合っていくことになった。

3. 第 3 四半期会計報告（太田理事）

報告 1

12 月末時点での予算の使用状況について資料に基づき報告があった。各委員会の金額が正しいかどうか確認して頂くよう依頼があった。2 月末時点での残額については、各委員会の会計担当者に連絡済であ

ることが事務所より説明があった。

次回 平成 24 年度第 1 回理事会日程

日時：平成 24 年 4 月 30 日（月、祝）13:00～17:00、場所：神田事務所

以上で平成 23 年度第 6 回理事会が終了した。

この議事録が正確であることを証するため、代表理事および監事のより以上の議事を認め、記名押印する。

平成 年 月 日

代表理事氏名 (印)

出席監事氏名 (印)

出席監事氏名 (印)